

札幌看護医療専門学校

【卒業の認定に関する方針】

卒業の認定は、卒業までに必要なすべての授業科目の単位について単位認定試験（追試験・再試験含む）による単位を修得した者を対象として、学校長、教務及び学科教員により教務単位認定会議において学校長が認定を行う。

卒業が認定されない学生は卒業延期もしくは留年となる。

卒業判定の結果は、本人及び保護者へ直接告知し、面談によりその後の本人の希望を優先した進路相談とカウンセリングを実施し、将来のキャリアの方向性を決定する。留年及び卒業の延期者については、その後の取得が必要な単位を明確にし、卒業に必要な不足の単位を取得するための補講並びに補習、試験を実施し、合格点に達した者について再度単位認定会議を実施にて卒業の認定を行う。

【学則細則抜粋】

（進級及び卒業の認定）

第18条 進級及び卒業の認定は、単位認定会議において学校長が行う。

- 2 卒業を認定した学生に対して、専門士の称号を与える。
- 3 進級及び卒業が認定されない学生は、留年若しくは卒業延期とする。